

# 令和3年度 地下水質測定結果について

水質汚濁防止法に基づき実施した令和3年度の地下水の水質測定結果を取りまとめましたので、お知らせします。

## 1 測定の概要

県内の地下水については、県及び秋田市が分担して水質測定を行っており、令和3年度の実施概要は表1のとおりです。

なお、地下水の調査は、その内容により、表2のとおり区分されます。

表1 令和3年度地下水質測定の概要

調査区分	測定地点数	測定項目数
概況調査	41	1,082
汚染井戸周辺地区調査	1	1
継続監視調査	27	102

表2 地下水の調査区分

調査区分	調査内容
概況調査	地域の全体的な地下水質の状況を把握するための調査
汚染井戸周辺地区調査	概況調査等により新たに発見された汚染について、その範囲の確認や原因究明のために行う調査又は、継続監視調査を終了する場合に、汚染範囲内で再度行う調査
継続監視調査	汚染が確認された地域で継続的に監視を行うための調査

## 2 測定結果の概要

### (1) 概況調査

41地点で測定を行い、すべての地点で環境基準を達成しました。

### (2) 汚染井戸周辺地区調査

鉛が環境基準値を超過したことにより継続監視調査を実施していた井川町坂本地区の井戸において、井戸廃止に伴い再度汚染井戸周辺地区調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しましたので、当該井戸については令和3年度をもって測定を終了しました。

### (3) 継続監視調査

これまでの調査で汚染が確認された27地点で測定を行い、9地点で汚染物質が環境基準値を超過しましたが、他の18地点では環境基準を達成しました。

なお、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過したことにより継続監視調査を実施していた由利本荘市石脇地区の1井戸において、井戸廃止に伴い令和3年度をもって測定を終了しました。汚染井戸周辺地区調査については、同地区内に継続監視調査井戸があるため実施しておりません。

**【 参 考 】**

地下水の環境基準値は、環境基本法第 16 条に基づき、カドミウム等重金属類やトリクロロエチレン等揮発性有機化合物など、28 項目が定められている。

各測定地点における環境基準超過の評価は、全シアンは最高値、それ以外の項目は年間平均値による。